



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

## 【特集】私傷病休職制度の運用

精神疾患等により就労が難しくなったときに備えて企業では休職制度を設けます。就業規則で定める規定を誤って理解していることで労務トラブルを起こすことがあります。

私傷病休職規定のポイント、運用の勘所を整理します。

### 【私傷病休職制度のながれ】



### Check・1 色目が変わっている時点の運用は明確にする

私傷病休職をめぐるトラブルで多いのは、入口（①）と出口（②）の時期があいまいになっているケースです。①の時点では、いつからいつまでが休職期間なのかを書面で明示することが大事です。また休職期間が満了する②の時点では、復職できなければ退職（又は解雇）になることを労使で確認することも重要です。

### Check・2 運用可能な内容を就業規則で定める

就業規則に記載されている休職規定が、現実的に運用できない内容になっているケースも少なくありません。①に至るまでの欠勤期間が長く定められて休職発令に至らない内容になっていたり、休職期間が企業規模に照らしてバランスを欠いていたりすると、人員のオペレーションに支障をきたします。自社の身の丈に合った休職制度を構築しましょう。

## ！ ここがポイント

### ● 休職制度は「権利」ではない

私傷病休職は一般には「解雇猶予措置」と位置づけられます。本来、労務が提供できなければ労働契約は解除されるどころ、復職の可能性を期して、一定期間治療に専念させるものです。

あたかも労働者の権利であるかのように誤解されがちですが、あくまで会社の人事権として発令されます。

欠勤と休職は、いずれも就労不能の状態ですが、労務管理上は明確に異なります。辞令による労使双方の意識づけが重要です。

## 労務Room Q & A

### Q

「復職（＝治ゆ）」の判断基準は、どのように考えたら良いですか？

### A

判例上、復職（＝治ゆ）は「休職前の職務を通常程度に行える健康状態」とされています。現職復帰が原則ですが、会社の実情にあわせて他の軽易な業務による復職を求められることもあります。

近年は、テレワークによる“ならし復職”を要請されるケースもでてきています。

# 【知るも知らぬも】 今月のトピックス

## 沖縄より「哀」をこめて

昭和47年5月15日、沖縄が本土に復帰しました。今年の5月でちょうど50周年になります。

当時の沖縄の通貨はドルで、本州へ来るためにはパスポートも必要でした。政治・経済・教育・文化などあらゆる分野で本土との調整がはかられました。

年金制度もそのひとつです。国民年金は昭和36年、厚生年金も昭和17年にすでに制度として存在していました。望んでも加入することができなかった期間について、免除期間としたり、受給資格期間を短くしたり、保険料の追納を認めたりして救済を続けてきました。

主には、「沖縄の復帰に伴う特別措置法（第104条）」「沖縄の復帰に伴う厚生省関係の適用の特別措置に関する政令（第2節）」に記載されてます。これが年金法のなかでも最難解な条文で、実務家として恥ずかしながら、一読しただけでは「ちょっと何言ってるかよくわからない」規定です。

数次にわたる経過措置を行い、直近の厚生年金の特例措置が終了したのは平成23年。

いちど失った平和を取り戻すためには、年金制度ひとつとってみてもこれほどの時間と労力を必要とします。

それでも沖縄県は、都道府県別の国民年金保険料納付率で例年最下位です。気持ちの面では未だ復帰していない、レジスタンスのようにも見える姿が統計から垣間見えます。



## 【魚くん探知記】 今月の一尾

### 眼張 : めばる

眼の大きさからくる説（眼張）、春が旬であることからくる説（目春）、と諸説あります。

アイナメやソイ、カサゴなどと同じようにテトラポットや岩礁帯の底に深く潜む修正から「ロックフィッシュ（根魚）」と釣りの愛好家に親しまれています。

メバルには「冬の黒メバル」「春の赤メバル」「夏の白メバル」と多種あり、とくに青森県の中泊で獲れる「津軽海峡メバル」が近年ブランド化が著しいそうです。

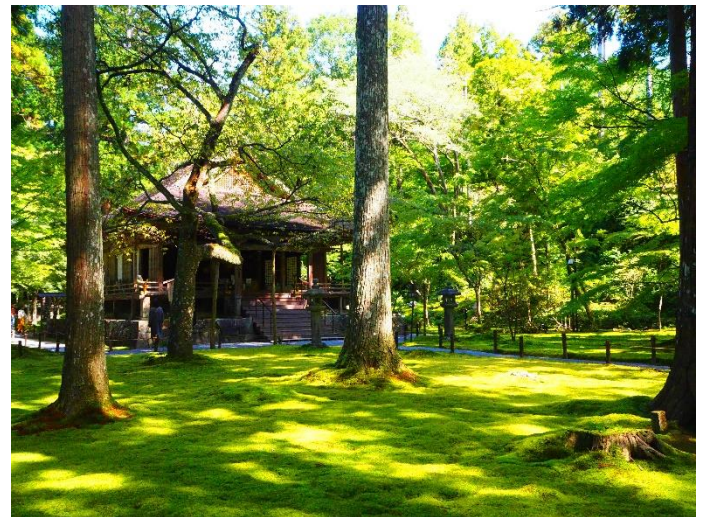
何と言っても煮つけがポピュラーながら、刺身や唐揚げも絶品。

料理のバリエーションにも、

**眼を（見）張る**ものがあります。



## 【一劇必撮】 今月の一枚



京都・大原三千院

## 発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-15

天翔代々木ビル2階

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-3370-3733

URL : <http://www.mikura-sr.com>

個人情報の保護に敏感です



S R P II  
認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者